

「安心・安全の住みよい都市づくり」をかかげている今沢市長に防災・災害に対して、防災センター・耐震性貯水槽・消防ポンプ購入、耐震診断補助、自主防災組織の資機材購入の補助というハーフ面でなく、行政が災害前に用意できるソフト面について質問したいと思います。

南アルプス市では地域防災計画、要援護マニュアル、自主防災マニュアル、防災パンフレット等、防災に対して作成されており、進んでいると思い

ます。又、南アルプスマチュア無線非常通信連絡会があり災害の被害状況、救護の要請等活動が期待されております。

藤田区自主防災リーダーをしている私としても市民のいち早い被災の状況・救護の要請に応えるのが重要でありそれは市役所の防災担当も同じではないでしょうか？

そこで二つの例をとり市長の考えを聞きたいと 思います。

一つ目は横須賀市の個人情報保護審議会が災害情報通信ネットワークシステム及び消防総合情報システムにおいて、住民

基本台帳情報の利用について承認許可しております。災害情報通信システムでは、世帯主名と住所、消防総合情報システムにおいては世帯主名及び家族の名前、住所、性別、生年月日までをシステム内に用意して、災害に備えております。

二つ目は南アルプス市でも用意されておりますが要援護者名簿です。それは南アルプス市社会福祉協議会を中心に、手あげ方式、これは要援護者（障害者・高齢者）が積極的に要援護者カードに記入して市・社協・民生委員・自主防災会が

昔ほど地域市民のつながりが薄れている今、南アルプス市や社会福祉協議会も災害について多方から市民に啓発、啓蒙運動を行つており災害時には役に立つとは思いますが、実際災害が起きた時、パニック状態の中、要援護者はもとより市民に対しても状況を把握しなければなりません。個人情報という高い壁がありますが「本人のためになる」「特別な場合」という法の解釈のもと、行政のデータについて現状の取り組みと今後の考え方、利用の方法を質問い

災害弱者
（**お年寄り、赤ちゃん**
障害者の人たち）
への



南アルプス市民クラブ 6月定例市議会一般質問 (全文紹介)

金丸忠仁

第1号

第15

平成19年7月10日発行
発行:南アルプス市民クラブ
山梨県南アルプス市藤田1620-2
TEL/FAX:055-284-4175
Eメール:uc34in@hma.biglobe.ne.jp

共有するものであります。他に二つの方法があります。同意方式といい、要援護者と面会して説明し、同意を得て要援護者カードを作成する。

三つめは関係機関共有方式といい、健康福祉部の障害者、高齢者名簿をそのまま社協・民生委員・自主防災会が要援護者名簿として使う方法であります。

答弁



たつむ

金丸忠仁議員さんの質問にお答え致します。

国内各地で様々な災害が発生している中、本年三月に発生した石川県能登半島地震は記憶に新しく、姉妹都市である穴水町でも震度八強を観測し、大きな被害を受けましたので、被害状況などの連絡を取る中、四月に前石川市長、清水議長ほか六名が、災害見舞いに駆けつけております。本市においても、東海地震防災対策強化地域に早くから指定されており、その発生周期である一五〇年を経過しているため「いつ起きてもおかしくない」という状況で、様々な防災対策を講じているところです。特に災害時要援護者対策は、過去の被災地の状況を見ましても減災のために大変重要であ

ボランティア等の支援を配置する要援護者支援ネットワークづくりを行つており、現在一一六名の方が登録しております。ご指摘の「関係機関方式」は、要援護者の同意を得ずに平時より情報を共有することとなりますので、個人情報保護の観点からこの方式による名簿作成は大変難しいと考えます。実際に大災害が発生した場合の要援護者の安否確認に必要な名簿は要援護者にかかる各担当課において、応急対策を行うための重要資料として準備すべきものと考えておりますので、平時においては、今行っている「手あげ方式」により支援ネットワークの拡大、充実に注力していく考えでおりますのでご理解願いたいと思います。

ついでに、この質問の答覆書(そのもの)は報道関係者に提出される。

ると考えております。本市では、平成十八年三月に災害時要援護者マニュアルを作成し、平時からの備え、災害時の避難支援、避難所での支援などについて記載しております。要援護者の把握については、社会福祉協議会においてご質問にあるとおり「手あげ方式」